

平成30年度

「京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務」

委託仕様書

京都市立病院機構理念

- 市民のいのちと健康を守ります。
- 患者中心の最適な医療を提供します。
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します。

京都市立病院憲章

- 質の高い安全な医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に貢献します。
- 患者の権利と尊厳を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- 救急や災害時における地域に必要な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持・増進に貢献します。
- 病院運営に参画する事業者等とのパートナーシップを強め、健全な病院経営に努めます。
- 職員の育成に努め、職員が自信と誇りを持ち、全力で医療に従事できる職場環境を作ります。

地方独立行政法人京都市立病院機構

第1章 総則

1 委託業務名称

京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務

2 業務場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

3 委託業務期間（又は契約期間）

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 趣旨

本書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「法人」という。）が運営する京都市立病院における「京都市立病院医療系廃棄物収集運搬業務」の仕様書である。業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、及び地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程を遵守するとともに、本仕様書に基づき業務の遂行にあたること。

5 用語の定義

監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務局管理PFI担当に所属する職員をいう。

第2章 委託事項

1 業務内容

法人（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対し、以下の業務を委託する。

- (1) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬に関すること。
- (2) 産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集・運搬に関すること。

2 事業の許可範囲等

乙は、業務の着手に先立ち、乙の事業の許可範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し確認を受けること。なお、許可事項に変更があった時は、乙は、すみやかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

3 排出予定数量

別表第1による。

4 実施方法

(1) 感染性廃棄物

乙は、感染性廃棄物について、甲の指定場所（北別館 廃棄物保管棟内特別管理産業廃棄物集積場）において、感染性廃棄物の収集を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町 126 番地 ㈱京都環境保全公社）まで運搬すること。

ア 感染性廃棄物が保管専用施設内に常時確実に収容できるよう、週 3 回以上収集すること。ただし、ダンボール容器（感染性廃棄物（オレンジ））とプラスチック容器（血液等汚染物（赤）および鋭利物（黄））の各容器ごとに週 2 回以上収集を行なうこと。）特に夏季においては、二次感染の防止、廃棄物の腐敗による悪臭発生を考慮し、収集間隔を短くすること。なお甲の連絡により収集を行う場合は、1 回当りの最低数量を 5,000 以上とする。

イ 収集作業は、監督職員の勤務時間内（概ね平日の午前 9 時～午後 4 時）に行うこと。

ウ 感染性廃棄物の収集運搬には、2 t 以上の保冷車を使用して行うこと。

エ 院内の保管場所に集積した廃棄物の量が、運搬車両の積載容量を超えるため一度に収集できないときは、すみやかに収集車の増便を行い、集積場に一定時間を超えて感染性廃棄物が滞留しないように心がけること。

(2) 廃プラスチック類

乙は、甲の指定場所（本館西側及び北別館 廃棄物集積場）において、廃プラスチック類の収集を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町 126 番地 ㈱京都環境保全公社）まで運搬すること。

ア 本館西側廃棄物集積場の収集については、専用容器（2 t (4m³) 程度のコンテナを想定）を常時設置し、容器の容量を超えないうちに搬出すること。収集方法は、廃棄物が積載されたコンテナと空のコンテナを入れ替えて行うこととする。

イ 北別館廃棄物集積場の収集については、常時確実に収容できるよう収集間隔（概ね週 2 回程度）を調整し、一定量を超えて廃棄物が滞留しないように心がけること。廃棄物の収集は、運搬中に廃棄物が飛散・落下する恐れがない形状の運搬車を用いること。また、コンテナ車（2 t (4m³)）を用いる場合は、運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

ウ 運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

(3) 個人情報を含む廃プラスチック類

乙は、甲の指定場所（北別館 廃棄物集積場）において、個人情報を含む廃プラスチック類の収集（積み込み作業を含む）を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者（京都市伏見区横大路千両松町 126 番地 ㈱京都環境保全公社）まで運搬すること。

ア 乙は、廃棄物が甲の集積場（施設可能な倉庫）に常時確実に収容できるよう収集間隔（概ね週 2 回程度）を調整し、一定量を超えて廃棄物が滞留しないように心がけること。

イ 廃棄物の収集は、運搬中に廃棄物が飛散・落下する恐れがない形状の運搬車を用

いること。また、コンテナ車（2 t (4m³)) を用いる場合は、運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

5 委託料

甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、業務が終了した当該期間の金額を支払う。金額は別途契約書にて定める単価に基づき算出する。

支払いは、1箇月単位（月の大小による日数の多少は考慮しない）とする。

6 一般事項

(1) 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議すること。

(2) 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合、監督職員と協議すること。

7 業務の実施

(1) 乙は、業務の実施に先立ち、収集場所の現況及び仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底すること。

(2) 業務実施中異常を認めたときで、緊急を要する場合は、速やかに監督職員に報告すること。

(3) 病院敷地内への車両の乗り入れ、積込みに際しては、弱者施設であることを充分考慮し細心の注意をはらい作業を行うこと。

(4) 乙は、甲から委託された収集・運搬業務について、下請けに業務を行わせることを禁止する。

8 業務の報告

乙は、甲から委託された運搬業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、マニフェストの交付されたものについては、マニフェストの返送をもって報告書に代えることができる。

9 契約の解除

乙の義務違反により甲が解除した場合は、乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬・処理の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

10 契約解除等の場合の賠償

契約の解除等により乙に生じる損害について、甲はその損害を賠償しない。

11 再委託の禁止

(1) 乙は、本契約に係る履行の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

(2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

12 疑義・その他

- (1) 業務上知り得たことについては、契約期間の内外を問わず、甲の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。特に患者様等に係る個人情報については、言動を慎むこと。
- (2) 契約締結後、乙は速やかに前項に係る誓約書を提出すること。
- (3) 乙の取扱不備・操作不良等により甲の施設を損傷させたときは、乙の責任において原状に復旧すること。
- (4) 本業務を遂行するにあたり乙の責に帰する理由により、第三者の工作物・人畜等に損害を与えたときは、甲はその責任を負わない。乙は、その責任において一切を解決し、その賠償をしなければならない。また、派遣作業員の負傷についても同様とする。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、関係法令に従い、その都度甲乙双方が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

別表第1

廃棄物の種別	廃棄物の排出予定量
感染性廃棄物	感染性廃棄物（オレンジ） 約135,000 ^{リットル} ／月
	血液等汚染物（赤） 約5,600 ^{リットル} ／月
	鋭利物（黄） 約16,500 ^{リットル} ／月
廃プラスチック類	約165,000 ^{リットル} ／月
個人情報を含む廃プラスチック類	約15,000 ^{リットル} ／月

* 排出予定量は、過去の実績による平均的な数値であり、増減する場合がある。